

もつともな御意見もございましたので、この点につきましていろいろ大蔵当局とも折衝をいたしまして、事務的にはほぼそのわくをはずすということについて了承を得たのでありますが、なおこの点につきましては、大臣におきまして、聞くところによりますと閣議の際に発言をされて、この五十年のわくを必ずしも遵守する要はない、場合によつては四十八年のもので対象としてさしつかえないというやに伺つておりますので、一応この点は必ずしも年齢の制限にとらわれないというように了解しております。しかしながら一方予算の配分の場合におきましては、一応この五十年以上とか十五年以下の線がありまして、事務的には非常に機械的に進んで、楽な面もございますが、必ずしも全面的にこの年齢の制限を撤廃するというのもいかにかと思われまして、先ほど申し上げました考え方も取入れまして、そこは慎重に考慮いたしまして、適當な配分をいたしたいと、目下その配分案につきまして検討中でございます。

○前田(榮)委員 そういたしますと、五十年以上の老朽校舎、あるいは十五箇年以下の弱朽の建物が大体四十八万坪ある。また一面建築基準法等による使用禁止もしくは使用制限を受けておるものも四十八万坪程度ある。しかしながらこれは同一ではない。従つて大部分は重複するというところであるが、同一でないという関係から、この五十年以上の老朽校舎と十五箇年以下の弱朽校舎と、それから使用制限を受けておるものと全部含めて、重複する分は一つにいたしまして、それで四十八万坪を越える数字が必ず出ると思ふの

であります。総坪数というものが明確にわかつておればお知らせを願いたいと思ひます。

○近藤政府委員 御指摘の通りでございます。四十八万坪を越えるものが出ておると思ひます。しかしながら予算上におきましては四十八万坪の四分の一、十二万坪ということに相なつております。もつともこの十二万坪は、近く国会で御審議を願う坪数では約十坪ふえまして、二十二万坪になるのではないかと伺つております。もちろん御指摘のように坪数はふえるわけでございます。それは何坪かと申しますと、前回申し上げましたように百六十五万坪というものが一応私どもの計算しております坪数でございます。ただ予算の査定経過におきましては、一応四十八万坪の四分の一ということに計算して進んでおります。

○前田(榮)委員 総数において老朽危険校舎と称されるものが百六十五万坪、しかし先般御答弁の中に、年々老朽校舎として増加されるものが一年に三十五万坪と御答弁になつたのであります。そうすると改進、自由党共同修正予算案が十億円増加されて十二億円が二十二億円になりました。二十二万坪だけになると思ふ。これがかりに四箇年継続いたしまして八十八万坪であります。年々三十五万坪の老朽校舎が増加いたしますと、年々三十五万坪の改築を行ひます。現状維持といふことでもあります。そうすると二十二万坪だけやつたのでは、年々十三万坪の老朽校舎が増加するといふ計算になるのであります。そういうことで文部省が承諾され、そういう計画を立てられて、この文部委員会へ法律案を

提案されることは、私は非常に心臓が強いと思ひますが、老朽校舎解消についてどういふ計画、どういふ自信を持つておられるのか、この点を明らかに御答弁願ひたいと思ふのであります。

○近藤政府委員 御指摘のように、老朽校舎の補助金の予算が少いことは、まことに申訳ございませぬが、ただ三十五万坪年々老朽になつて行くといふ数字につきましては、これはいろいろ見方があらうかと思ひます。一応計算上そういうことになるかもしれませんが、しかししてまたこれは全部国の補助によつてやるわけのものではありません。御承知のように単独起債によりまして、市町村が独自にこれを改築してゐる、あるいは市町村が自己財源によりましてこれを改築しておるという面もあるわけでありまして、三十五万坪全部というところになりますと、これはまことに意大なものになります。国の補助がいくらあつても足らぬといふことに相なるわけでありまして、しかしながら相当部分は、やはり市町村財政の困難な現状におきまして、年々残つて行くことも事実であります。

これらの問題を将来どうすればいいかといふことにつきましては、実はわれわれの方でいろいろ研究を進めておりました。その一案として公立学校施設金庫あるいは公庫といふようなものをつくり、これに対して政府で出資する。市町村もこれに底分を出資するといふことにいたしました。一つのフアンドをつくり、これによつて年々資金を貸し付ける。あるいは場合によつては公庫が起債発行権を持ちまして、公債債権を発行するやうなことにいたし

まして、将来この問題を根本的に解決して行くといふことを実は考えているのですが、まだ成案に至つておりません。かりに年々三十五万坪の老朽が出るといたしますれば、これはまことにたいへんな問題でありますので、ただいま申し上げましたような案、あるいは他の案につきまして今後十分検討を進めたいと考えております。

○前田(榮)委員 今の御答弁では、三十五万坪から出るといふことは、三十五万坪程度出るといふことを、当局の方からお話があつたと思ふのであります。先般来聞いておりましたのは、三十五万坪程度出るといふことは、私はばというお言葉がありました。私は先般来聞いておりましたのは、三十五万坪程度出るといふことは、私は

それから今いろいろ、国庫補助に よるいわゆる文部省の四箇年計画以外の資金の運営によつて、融資その他によつて行つていくことが考えられておるといふことではあります。そういう計画は實際いつごろできる予定なのか。そういう計画はほんとうに具体的などころまで腹をきめてやるといふ強い意思があるのかどうか、この点ひとつ明確な御答弁を願ひたいと思ふ。

○近藤政府委員 三十五万坪の話でございますが、ただいま義務制学校の保有坪数が約千七百万坪でございます。それが五十年で老朽になると仮定いたしますと、一年当り三十五万坪といふ数字が計算上出るわけでありまして、先ほど申し上げましたように、市町村財政自体において解決する面もあ

りましようし、あるいは起債によつて解決する面もあましようし、また国の補助によつて解決する面もあましようし、三十五万坪がまる／＼国の補助に依存しなければならぬといふことになりまして、これは膨大な資金になります。先ほど申し上げましたように、市町村財政自体にこれをまかなう分がありませんので、必ずしも三十五万坪といふものを補助の対象に考える必要はないのではないかと、かような意味で申し上げたのであります。

ただいまの公立学校の施設公庫の考え方でありまして、これは私どもの方におきまして、実は一、二年前からこの案を研究いたしております。この案は、要するに政府も出資をし、市町村もその保有坪数に応じて底分を出資をするという案であります。これは、どうしても市町村の全面的な協力なくしてはな／＼実行不可能であります。実はこれはかつてわれ／＼の研究過程におきまして、市長会、あるいは町村会の方のいろいろ話し合いをしまして、この案を披露したこともありますが、まだその段階には達していませんので、実はそのまゝになつておるわけでありまして、しかしながらこの案につきましては、将来ぜひともさらに検討いたしまして、一層よい案をつくしましては、すべてこの公庫の貸付金をもつてまかなうといふような方向にぜひ考えたいと強い考えを持つております。

○前田(榮)委員 次に御尋ねを申し上げます。公立学校施設費国庫負担法についてであります。この第三条に、その対象となるべきものの

補助率の中で、公立学校の施設の災害復旧について二分の一を規定されておられるのでありますが、大震災復旧については、河川、道路等の災害復旧は、二分の一よりも多い率でやつてゐる場合が多いのですが、なぜこの二分の一という基準を設けられたか。ことにこの二の、「高等学校及び大学について三分の一」と規定されておるのであります。これはいかなる基準に基いてこの補助率を規定されたか、この点お答えを願ひたいと思ひます。

○近畿府委員 公立学校の施設の災害復旧の補助率でございますが、これは現在予算上の補助率が二分の一になつておられますので、予算に認められた範囲におきまして立法いたしました関係上、二分の一の補助率を規定したわけでございます。もちろん予算折衝の過程におきましては、絶えず私どもは他の公共土木災害の補助率の例にならぬことを、ぜひともこの補助率を上げることにつきまして要望して参つておりますが、ただいままでのところはそれが実現いたしませんので、二分の一にとどまつておる現状でございます。

この点につきまして、なお私といたしましては、これはぜひとも補助率を上げて、もつと有利な国の補助を手えたいというのを考えております。他の公共土木災害の例によりまして、ほとんど三分の二ないしは五分の四あるいは一〇〇%の補助率が出ておる例もございまして、この点につきましてはまことに遺憾だと思つております。しかしながら立法の過程におきましては、やはり現在予算上認められておる補助率を基礎にせざるを得ないので、従ひまして、ここに二分の一というこ

とを規定したわけでございます。

それから戦災学校の復旧の補助率でございますが、これは小中学校は二分の一、大学、高等学校は三分の一とございまして、これも現状に即してございまして、そのまゝ規定したわけでございます。なぜその差等を設けたと申しますと、やはり小中学校は義務制であるから、大学、高等学校は非義務制であるからという点で一応の区別を設けたのでございまして、これとても高額の補助率を認めるということとはきわめて望ましいのでございまして、現状におきましては、さうな区分になつております。

○前田(榮)委員 高等学校や大学は義務制でないということも一応理由にはなると思ひますが、今日の地方財政の立場からいいますと、かかる戦災等の復旧については非常に困難をしておる現状から見まして、はなはだ私は不当だと思ひます。しかしこの点は後の問題といたしまして、その次の第三条の二に「前項各号の施設の範囲は、政令で定める。」とありまして、どうもこういう場合に、政令で定める範囲がこの法律の中に相当出でるのではありませんが、政令でつてに文部省で定められた場合においては、われ／＼立法者の方からいたしまして、せつ／＼われ／＼が慎重審議をいたしました法律が、政令のためによりゆるい法をつくらせて入れないやうなことになつては、われ／＼立法者といつたしましては非常に遺憾に存するのをごさいます。政令ではいかなることを定めようとしておるか、その政令に対して何か腹案があるならば、今のうちに明確に示しておいてい

ただきたいと思ひます。

○近畿府委員 第三条の第二項の点でございますが、これは施設の範囲につきまして政令で規定する予定でございます。その施設の範囲と申しますのは、災害復旧につきましては、建物及び設備、工作物、土地等を考慮にしております。しかしながら現状におきましては、予算上は建物のみでございまして、その点はわれ／＼は非常に不便を感じております。現実には学校の校地、工作物あるいは設備というものがあつても、ぜひ災害復旧の対象に取上げたいというのがわれ／＼の希望でございます。遺憾ながら現状におきましては建物のみが災害復旧の対象になつておる次第でございます。従つてこれを政令に表す場合においては、やはり現状通りの建物のみを政令に書きこむを得ないのではないかと申す方が考へられますが、この点については今後ともわれ／＼は努力いたしまして、この政令にぜひ工作物、設備あるいは土地等を含めたいと考えております。しかしながら、もしかりに法律にその施設の範囲を明記することにいたしますれば、これは方法としては一番はつきりした方法じやないかと考えております。

○前田(榮)委員 戦災復旧につきましては、これはすでに実情が動かすことのできないことになつておるから、従つてい／＼／＼の關係が、現在まで行われた關係性があるというやうな理由もあると思ひますが、災害復旧については、今日の九州並びに南海地方の災害を見ても、きわめて深刻なものがあるのではありません。従つてこの予算關係についても、災害復旧予算

は通常一般會計予算とは別な角度で考へてよろしい性格を持つておるのであります。従つて、こういう場合において、従来通り建物だけなどということでは、今こういう案を文部省が提案するということとは、私としてはどうも不可解千萬に感ずるのであります。文部省自身が現状の災害復旧の程度を十分認識されて、みづから進んで土地、設備その他工作物等について、全面的に災害復旧の補助の対象にすべきであるということとは、だれしもなす／＼なことだと思ふのであります。こういうことについてどうも文部省は予算をとるのが下手なやうに感じておるのではありません。ただ大蔵省との折衝の關係をやつたにいたしまして、この災害は今から後の問題でありまして、今までの予算の關係ではないのでありますから、なぜこれを明確にしなかつたかというにつては、私は何ともしようがないのではないのであります。予算をすてに計上されておつて、その範囲内でまかなわなければならぬ關係上、やむを得ずいやいやながらやつたというならば、われわれもあなたの方の立場を了とする点があるのではありませんが、災害の実際から見まして、こういうことではたして中、小学校並びに各県の種々なる学校の復旧ができるか、こういう点いかなる見通しを持つておるか、はつきりしていただきたいと思ひます。

○近畿府委員 ただいま災害復旧の対象の問題についてお話がありました。まことにごもつともな御意見でございます。実はこの法律案を提案した日の直後ごろ西日本の水害が起つたわけでございます。この水害の被害か

ら考へて、御指摘のように、災害復旧の対象を建物のみならず、土地にまでも拡張しなければならぬということを感じておるわけでございます。今回さらに土地にまでも拡張いたしまして、被害学校を救済いたしたいと考えております。それから補助率でございますが、この点についても、今度のやうな大災害においてはぜひとも三分の二の補助率を適用いたしたいと考えております。

○前田(榮)委員 政令で定める云々は、ほかにもありますが、大体同様でありまして、われ／＼はこういう法律はできるだけ避けたいと思ひます。けれども、この点はなお後に譲るといたしまして、最後にお願い申し上げたいのは、この法律の中で第十二条の問題であります。「災害による被害が大破の程度に達しないものは適用しない範囲に入れられておるのであります。しかし、著しく維持管理の義務を怠つたことに基いて生じたもの」とあるのではありません。それから「この法律に定めるものの外、政令で定める。」ということ、これも今の政令の問題が出て来るのであります。問題は、大破に達しないというその大破という基準はどこにおかれておるか、私は大破とか小破とかいう言葉自体、法律の体裁からいつても適當な言葉ではないと思ひます。従つて、建設省關係の道路河川等の場合におけるやうな災害の対象には、一箇所十万円を越えたるものとかいうように規定されておるのではありませんが、大破とか小破とかいふので、あるいは十

でも考慮してもらいたいということには要求して参つております。ただ金額でもつて適用しないものを押えるという点につきましては、今日、実は考えておりません。と申しますことは、先ほど申し上げましたような見解もございまして、一応学校の点につきましては、全壊、半壊、大破、中破というような考え方が妥当であらうということから参つております。

○前田(集)委員 最後に、今の答弁の中の、学校と公共土木とは性格が違ふ、道路は一般国民が利用する、あるいは河川はその影響が一般国民あるいは産業その他の関係に影響する、という点は、影響の範囲が広いと狭いとの相

違ふのであります。ただ学校は、学校を利用するのは生徒児童で、利用する者の数という点から言いますと、少いかもわかりませんが、それはやはりその家庭に影響し、その村落に影響するのであつて、ただ児童や生徒だけというふうな物の考え方、見方というもののか。今日の教育を何と考へておられるのか。公共土木と学校とは違ふ性格を持つてゐるなどというふうな考え方自体は、私は納得行かないのであります。古い言葉集で言いますならば、百年の計を立てるは人を得るにありといつて、人間こそが基準であつて、人間こそが一番大事であるという教育の問題を、文部省がむしろ輕視するような考へ方で取扱へうという観念は、私はどうも納得が行かない。公共土木等よりも一層これは重大である。こういう観点からすべて予算折衝に當り、計画に當るべき立場にあられる文部省でなければならぬ。そういうようなことに、もう少し根本的な理念の上においてはつ

きりした答弁ができるかどうか、この点を明確にしたいと思ふ。

○福井政府委員 前田委員にお答えします。このお尋ねにつきましては、文部行政に対する明治、大正、昭和を通じての一つの問題でありまして、これは文部当局自体といたしましては、決してお申しつけのような弱腰であり、かつ文部行政が一般公共土木よりも下にあるかのごとき印象を主体が認め、そうして手控えをしておるといふようなことは断じてございせん。これは国会におきまして、また一般外部においても、文部行政といえはやはり通産だとか、農林といふものを先に置いて、大臣にいたしまして、ややもすれば国会内においても、この委員会において伴食だといふ発言があるくらいでありまして、従つて文部当局といたしましては、誠心誠意この公共土木など学校教育の問題を同列に、一生懸命考へておるのでございせん。どうか委員各位におかれまして、格段の御協力と御指導をお願いしたいと思ふのでございせん。私たちの心がまえはそういうふうにあるのでございせん。

○前田(案)委員 政務次官の気持はよく了解することができせん。ただ、今私が質問申し上げたのは、公共土木と学校とは、いわゆる災害復旧について補助の対象が同率でいじやないかというわけ／＼の気持から申し上げておるのであります。それがいかにも違つて、学校は一部の国民が利用するのであるからやむを得ないのだという答弁があつたから、それはもつてのほか、こういうことなのであつて、ほんとうに学校は他の公共土木とは比重に

おいて非常に軽いところがあつて、やむを得ない事情があるとお考えなのかどうか、その点を明確にしたい。どうも、われ／＼がこの法律案をいかにすべきかといふことについて、一つの重大な参考にするべき重点が置かれておるといふことから答弁を求めておるので、この点を明確にしたいと思ふのであります。

○近藤政府委員 私の言葉が足りませんで、たいへん御迷惑をおかけしてゐると思ひます。私は決して文教が他の行政に劣るといふようなことには考へておりません。文教は他の行政施策よりもむしろ上位にあるといふふうに考へておりますので、その点御了解いただきたいと思ひます。

○辻委員 相川勝六君。○相川委員 今の前田委員の御質問に關連して一言だけ伺ひたい。この前のときに私もちよつと御質問をいたしました。政府委員の御意向は、はたわかつたような氣もいたしませんけれども、まだはつきりとはわからないので、くどいようであります。御質問をいたします。と申しますのは、危険校舎の問題でございせんが、今政府委員の方では、予算編成の上からも、事務執行の上からも、大体五十年以上の危険校舎、十五年未満のバラツク校舎を對象に考へておられる。しかもそれ以下でも、四十八年とか、四十九年とか、とにかく五十年に満たぬものでも現実には危険であれば、それらも入れていいのじやないかといふような話もあつた。こういうお話で、ほゞ文部省の御意見はわかつたような氣がいたしました。要するに大体の準則をおきめになるのにはこれでいいだらうと思ふが、

本質的に言へば、危険で放任できないといふ校舎を中心に考へるべきだと思ふ。それがやはり五十年以上、十五年未満のところは最も多い。こういう筋合いだらうと思ふ。そこでこの前、白ありの害についてお話を申しました。これは現地で御調査もできておることと思ひますが、同じ町で五十年以上の校舎は老朽のために倒れないが、白ありのために五十年未満のものが何箇所も倒れてしまつておる。これは単に年限だけで言つておつたのではだめで、危険なところは、五十年未満のところでも幾つでもある。そういうことで實際放任できないのがあるのです。この白ありの害を受けているところは全国で局部的なものでありまして、その数はごく少数と思ひますが、實際關係者から言へば非常に重大問題であります。それで白ありにかかつたらすぐ危険校舎とは言へませんけれども、白ありの害が著しくして危険の状態に立ち至つたものについては、五十年未満であつてもこれを補助對象にする、こういうふうな御方針をおとり願ひたいと思ふのですが、明らかに御答弁を願ひたいと思ふ。

○近藤政府委員 お話の、白ありの害によりまして校舎が危険になつてゐるというものを補助對象にするかしないかといふことでございせんが、ただいまお話のような例でございせんれば、これは危険校舎の對象にしてさしつかえない、かように考へております。

○辻委員 小林委員。○小林(信)委員 大分いろいろな角度から御質問申し上げて明らかになつておるわけでございますが、なお私の了解できない点を二、三御質問申し上げます。

第一番に老朽校舎の方の問題です。が、法案の目的であり、第一条に書いてあることを考えますと、地方財政が非常に苦しいから、地方財政の実態を考へ、それから危険校舎の現状をながめて、どうしてもただちに何らかの対策を講じなければならぬ。だからここにこういう法律をつくつて、そういう校舎を解消するのだといふ目的が書いてあるのだから、しかし現実の問題として、地方財政といふものは、小学校の校舎を新しく建てたり、中学校の校舎を建て直すといふことはなかなかできない状態にある。そういう實際校舎を建てかえようとする場合には、それが老朽であるとか、あるいは危険であるとかいふ状態に入らなければ、校舎の改築といふものはめづたにないわけでありまして、してみますと、これは臨時的な一つの措置法でなくて、もうすでに恒久的なものとして今後当然考へられなければならないものが、文部省として何ゆゑ臨時措置としての法をとられたか、この点をお伺ひいたします。

○近藤政府委員 危険校舎に対する国の助成の方法でございますが、これは御承知のように、起債をもつて今日まで参つたのでございせん。と申しますのは、これは義務制学校の設置は市町村の義務であるという建前から、市町村がこれを設置する。その場合に市町村財政が困難しておりますから国が援助する、援助の形式は起債をもつてです。しかしながらその援助は、起債の援助ではとていつこの老朽校舎の改築

はできない。百六十五万坪もあります。と、とうてい起債だけの援助では、市町村財政の困難な現状におきましては十分でないといふことから、二十八年から特に国がこれに補助金を与えて、改築を促進するといふことにしたわけでございます。国が補助金を与えて改築を促進するといふ坪数は百六十五万坪でございます。この百六十五万坪は、御承知のように戦争中非常に市町村財政に苦しまつて国が迷惑をかけた。たとえて申しますれば、資金調整とかあるいは資材の統制とか、いろいろ市町村が自由にできる市町村の権限を束縛し、市町村が非常に苦しい立場にあるために、老朽校舎の改築も一時はばまれておつたといふような事情、あるいは戦争中に軍隊がこの校舎を使用したといふようなこと、あるいは学校の供出を命じたといふようなこと、こういったことによりまして、国も相当これに對して責任を負わなければならぬ建前から、この危険校舎の改築に對して、国が補助金を出して改築を促進するといふことになつたのでございせん。従ひましてこの法律案におきましては、その分に対して国が特に補助をして改築を促進するといふ趣旨が現れておるのでございせん。

○小林(信)委員 御説明よくわかりましたが、しかしあくまでも小学校の校舎、あるいは中学校の校舎もさうでございせんが、その責任といふものは地方の町村にあるのだ、こういうことは、これはただ慣習からの問題でございまして、今憲法に明示されてあります義務教育の無償といふ精神から考へて参りますと、そういう慣習にとらわれることなく、そして教育の機会均

等が行われるようにするということが、これが文教政策の根本問題でございまして、今のような御趣旨よくわかりますが、その方針をいつまでも持つておいでになれば、憲法の精神、そうしてほんとうに要望いたしております、地方財政に支配されることのない教育の機会均等というものを実現できぬわけでございまして、今のような考えでおいでになる以上はそれが促進されない、こういうことを私は憂えるのでございまして、そこに文部省としては考えていただく点がないかどうか、もう一度お伺いいたします。

○近藤政府委員　私が先ほど申し上げましたのは、これは義務制学校の設置の義務は市町村にありますということとを申し上げたのでございます。その根拠といたしましては、学校教育法に規定しておる通りでございまして、国はこれに対して補助をする、援助をするということをお願いしたのでございます。しかしながら御指摘のように教育基本法あるいは憲法の精神から申しまして、御指摘のような御趣旨よくわかりますので、この点につきましては将来とも検討を進めたい、かように考えております。

○小林信)委員 校舎が改築される場合は決して常時の形で改築されることはめつたにない、もう危険であるとか、老朽であるというときでなければ、地方の財政をもつてしては改築するということではできないわけであります。そうするとどうしても今後の中、小学校の改築というものは、こういう法律の建前によつて補助されなければ改築できないと思うのでありますが、今年間とか四年間とかの計画でもつて、

何百万坪かの予定のものを改築して行くという御方針でおられるけれども、私は、文部省に今後この法律が恒久的なものになつて行くことを希望するものでございまして、やはり地方財政で責任を負つて行くという以上は、財政

の窮乏する町村では、もし政費を余餘なくされましても、十分な校舍を建てることができない、十分な施設をする事ができないということになれば、貧しい村に生れし子供、貧弱な県に生れた子供といふものは、これはもう不幸な目にあわなければならぬ。従いまして学校教育法にいかにもそれが規定されておきまして、こういう法律になるべくもつと恒久的なものにして、順次全額国库負担によつてこれらの施設までも国家で保障されるようにするべく努力していただきたい。今の局長のお考えは、あくまでも法律にのつとつた御説明でございますが、もつと日本の現状をながめますと、国家として大きな関心を払つてこういう問題を解決しなければならぬことは十分お考えのことと思いますが、こういう法律はほんとうに国民の期待するところではない。やつてもらいたいことはやつてもらいたいが、もつと根本的に一日も早く教育の機会均等の建前からして町村無償の形がとられなければならぬといふようなことが、一般国民の要望であることを十分御承知願いたいと思うのでございます。そういう意味から、たといこれは臨時的な措置法であつても、将来これがもつと内容が整い、そうして力強くこの施設の問題に対して国が手を差延べるようにして行くべき法律の精神でなければならぬということとを考へまして、この目的にうたつて

あるものは、ほんとうに形式的なものだ、表面的なものだとして私は考えて行きたいのでございます。十分当局においてもお考えのことと思いますので、あえてこれ以上御質問申し上げません。

さらに政令につきまわしていろ／＼各委員から疑義があつたのでございます。私も、ここで政令としてわれ／＼が意見を述べることでできない範圍でございまして、今いろ／＼当事者が困窮している点につきまして、今後この法律を施行する際にどういふふうに対処するかを少しお伺いしたいのでございます。押単価の問題でございまして、おそらくこれも政令にも定められると思ひます。先ほど申しましたように、全国の町村財政は一樣ではない。また物価というようなものも諸所において非常に異なつておるわけでございますが、今回も一樣に押単価というものを取扱つて行くのかどうか。地方の

材は、昨今におきましては、日本の各地における単価は非常に差異があるのでございます。こういう点が相当考慮なされなければ、きわめて形式的なもので終るのではないかと思いますが、その点はいかがでございいますか。

○近藤政府委員　ただいま政令で考えておりますのは、この危険校舎の法律につきましては補助率の点でございいます。補助率の点と、その他実際これを実施する場合にいろいろ問題が起りますので、その実施を円滑にするために、必要な事項は政令できめるといふふうに考えておまして、単価の点は考慮の外に置いておりましたが、ただいま御指摘のようなお話もございいます。

ので、その点を十分考えまして、もし政令にする必要がありますれば、政令に入れる。そうして御指摘のような点を十分考慮いたしまして政令に規定する、さように考えております。

○小林(信)委員 私は、政令というのは非常にわれ／＼がくちばしを入れることのできないものについての意味でもつてお伺いしたのですが、別にその政令に入れろとか入れるなというような問題ではないのでありまして、個々の単価の問題が往々にして地方に参りますと引伸しをされる。二万何千円という単価でもつて補助が参りますと、これをなるべく潤いを多くさせるために、その単価を少くして配分するということが行われて、町村の負担が非常に過重になるということが、その地方の物価とか、府県の財政事情から行われるのであります。やはりこれが実態に即して配分できることを希望する意味で申し上げたのでございます。

それから先日来○・七坪の問題がたいへんに取上げられ、当局としての御意向等も漏らしていただいたわけですが、この○・七坪は財政的な面からしてやむを得ないものと思います。これもできるならば文部当局がご考えになつておられるようなものにしていただきたい。そうすると財政的な

制限がありますから、結局今度は恩恵を受けるところが縮小されるので、痛しかゆしでございますが、しかしできるならばやはりりつばな完備したものをつくって行くことが必要でございます。そして、文部当局がモデル校舎というのもを指示し、これを督促して今りつばな校舎ができてつありますが、一方にそういう要望をしながら、財政的には

○近藤政府委員　御指摘のような例になると、これは具体的に坪数その他について詳しくお話を伺いませんとはつきり申し上げられないのでございます。ただ御指摘のような例であります。危険校舎にも該当しない。危険校舎の補助の対象にも該当しないように思われるのであります。さればとて

○七坪に不足分がありますかどうかどう

させていたで、町村の負担を軽減して、改築あるいは新築を企画したいというものがあります。これらは一切無視せられるのであるか、あるいはその状況によつては考慮されるのか、こゝろ辺は実態問題として相当出て来る問題だと思いますが、いかがですか。

○近畿政府委員　お話の点はモデル・スクールの面かと思いますが、このモデル・スクールにつきましては私どもにおきましてこれを技術的に指導いたしておりまして、よりよき学校施設という見地からこれを検討いたし、その理想型を各市町村にお示しいたしまして、モデル・スクールの指導して参つてゐることは事実であります。ただその場合に、しからばモデル・スクールに対して国の補助が特別にあるかと申しますと、これは御承知のようにございません。ただその場合には例の六・三のいわゆる○・七坪の不足分の補助金

財源の中からこれが順次改良、改善されるようにして行く御配慮が当局にぜひとも必要である。モデル・スタイルという一つの様式を示して、あなたの自力でやれるならばおやりなさいという形式でなくて、御指導あるいはこれに対する御処置がほしいと思うので、私はこういう点についても十分御考慮願いたいと思っております。

さらに公立学校施設費の問題でありますが、第十二条の第二号、三号の問題です。これを考えます前に第二条の二項を考えますと、災害とはこういうものである。これに該当しているもの

号でございますが、これは他の立法例
にならぬまま、たとえて申し上げま
すれば、公共土木災害国庫負担法にな
らぬままに規定いたしましたものでありま
して、格別な理由はございませんが、
実際問題といたしましては、この二
号、三号の例によつて、たとえば災害
復旧についてはこれを適用しない、復
旧の災害の対象にしないというような
ことはほとんどないように伺つており
ますが、格別特にこの規定を設けて学
校関係者を苦しめると申しますか、特
に苦痛を与えるというような趣旨は毛
頭ございませんので、ただ他の立法例

板がはね返つておるようなものをたくさんに私は見ております。そういうときにこれが適用されるならば、これは非常に受益者というものは迷惑をするわけです。今後建築をして行く場合には、こういうふうなものが設けられれば、非常にその人たちに警告になつて、りつばな校舎をつくる原因にはなるかもしれないけれども、これがほんとうに適用されるという形をとるならば、私は非常に遺憾なものがある。それからおそらく三号のような問題は、その校舎が火の不始末でもつてそれだけが焼けたというような場合に

は工事施行の「粗源」、また著しく維持管理の義務を怠つた」ということもございいますし、実際問題として、これはあまり問題にならないのではないかと、あまりふうに考えます。またこの規定はやはり予防的な意味がございます。かたがたこういうつた例はごくまれであるというふうに考えまして、格別御心配のような意味合いの事態は起らないのではないかと、さうふうに考えておりますので、さよう御了承願います。

○小林（信）委員　心配することがなかつたならば、他の法令に準じてつくるといふふうなことを踏されたらどうか

というのが私のお聞きしたいところなんです。しかも「明らかに」という言葉がある以上は、これは問題でないと言いますが、それこそほんとうにおかしいのでございまして、国庫が補助をするような場合に、明らかに設計の不備あるいは工事施行の粗漏があつたというふうなことは、これはその当事者の責任だけではなくして、監督官庁の責任にもなるわけでございまして、そういう点はいかがでございませうか。

○近藤政府委員 他に規定がございしますので、それをそのままとつたということば、理由にならないとおつしやるかもしませんが、これは先ほど申し上げましたように、警告的な規定でもございまして、また実務問題として、この規定があるために、学校の災害復旧について、他と比較しまして著しく不利益を与えるという向きは考えられませんが、その点は御了承願いたいと思ひます。これは学校の災害復旧に對して、国が他の公共土木と同様に補助を与えて復旧に資する意味合いのものでございまして、やはりこの種の規定はどうしても置く必要があるのではないかと、かように考えております。

○小林(信)委員 これには直接関係ないのですが、これと関連したような問題がありますので、この際お伺いします。単独に一つの学校が火災にあつたというふうな場合には、これが何らかの国庫でもつて補助する内容があつた場合であつても、その学校だけの失火という場合には、たとい補助の仕組があつても、二年、三年補助することを延期するといふ何らか内規的なものがあるやに承つておりますが、そういうことはありますか。

○近藤政府委員 御指摘の点は、たとえば六三〇・七坪の補助を現に受けておるといふ学校が、学校の責任において火災を生じて焼失した、その場合に国の方の補助といたしましては、火災復旧の単独起債だと思ひます。その場合に、単独起債によつて復旧するけれども、前の〇・七坪の補助が残つてゐるから、それはしばらく置いておいて、後にまたその補助をもらひに来た、こういう御質問と思ひますが、よろしうございませうか。——その点は非常に複雑でございまして、今こゝではつきり申し上げられませんが、後ほどよくお話を伺ひまして、さらに御返答申し上げたいと思ひます。

○小林(信)委員 この法律の第十二条二号、三号は、めつたにないから心配ない、あつても、そんなことは適用しないというふうなお話なんです、宿直をしておつた先生とかあるいは責任者の校長であるとか、あるいは管理の責任者である町村長とかいう者は、確かにそのために何らかの措置はあつてもいいのですが、そのために子供たちが犠牲になるといふ点を考えますときに、そういうふうなものは絶対に今後なくしていただきたい、従つてこういう法律も適用されることは絶対にあつてはならぬというのを、私はよくその事例を見て感じておりますので、今お伺ひしたわけであります。

○辻委員 原田君。

○原田委員 四時までです、野原君の質問が残つておりますので、簡単に質問したいと思ひます。公立学校施設費の国庫負担法について先般同僚の野

原さんから御質問のあつた第三条の第二項でございまして、これを政令で定めるといふ項がございまして、それについての御答弁は、たしか政令の範囲は建物、工作物、設備、土地ということであつたと思ひますが、間違ひございせんか。

○近藤政府委員 政令を書く場合には、建物、設備、工作物及び土地といふたしと考へております。ただいま予算上では建物のみ認められておりますので、このほかに土地、設備、工作物を入れますことにつきましては、相当折衝いたさねばならぬかと考へております。しかしながら希望といたしましては土地、設備、工作物を予定いたしております。

○原田委員 希望されておつて相当交渉しなければならぬということとございしますが、先ほど前田さんが言われたのも、今小林さんが言われておられるのも、むづかしいということはおかしいということなんでございまして、これはやはり建物、工作物、設備、土地というものを、希望しやなしにはつきりそれだけのものをとるといふことでなければ意味をなさないと思ふのであります。

それから第四条の「当該災害復旧又は戦災復旧の本工事費及び附帯工事費の合計額」これでありまして、これも本工事費及び附帯工事費の合計額だけで、ちよつとその内容がはつきりしないのであります。こういうことが起きて来ると思ふのです。災害なんかにあつて、土地が流れてしまふ、移転しなければならぬというふうなことになる、移転費あるいは補償費というふうなものが必要になつて来る場合があると思ひます。これもやはりこれに含まれているのですか。

○近藤政府委員 公立学校の災害復旧の場合におきましては、ここにあげております本工事費及び附帯工事費の合計額のほかに、さらに災害復旧につきましても設備費、用地費、あるいは土地の補償費といふような面も考へなければならぬと思ふのでございしますが、ただいまの移転費の問題につきましては、なお研究中でございまして。

○原田委員 それから第五条でございしますが、ここにも「政令で定める基準により」といふ文句が入つております。これについて野原委員から先般御質問がございしましたが、政令で定めるといふことになりましたが、その率がわからぬ、ともすると低い方で押えらるゝという懸念があるという質問でございしましたが、私も同じように思ふのでございまして、この政令で定める基準というこの基準はどういうふうにあいになされておるのですか。

○近藤政府委員 たとえて申し上げますれば、戦災復旧の場合でございしますが、大学につきましては大体完全なる原形復旧でございまして、予算上は六割まで認められております。また高等学校につきましては、予算上四割まででございまして、今大学高等学校の例を申し上げますが、ただいま予算上におきましては原形復旧の原則は了解しておりますが、具体的に予算に現わします場合には、先ほど申し上げましたように、この政令で定められる基準と申しますと、結局何割というふうな規定を設けるようにならうかと思つておりますが、われ／＼の希望といたしま

しては、これは百パーセントの原形復旧を希望するわけでございまして。これも政令に規定いたします際に問題にならうかと考へられます。

○原田委員 それから先ほど前田委員が御質問になりましたが、第十二条の災害による被害が大破の程度に達しないものというのですが、大破といふのはあいまいである、だから金額でやる方がいいじゃないかという御質問があつたのでございまして。私もさうに考へます。大体大破、中破、小破といふのは、私らが知る範囲においては、戦争中に軍艦が沈んだときに豪洗だとか撃沈だとか、それが大破だとか中破だとかいうことをいわれて、どの程度が大破であるか、どの程度が中破であるとかいうように、あのときに説明が書いてありましたが、そういうことを覚えておりますが、なか／＼判定がむづかしいと思ひます。家が焼けても、保険屋さんが、どの程度の保険の補償をするかという判定というものは、なかなかむづかしいと思ひます。ほんとうは大破、中破、小破というふうなことで、大づかみに常識で間違ひなく行われたらこれは理想なのですが、現在の社会情勢というものは、常識が常識で通らない社会情勢でございまして、私ははつきりとこれは金額による方がいいと思ひますが、この点どう考へられますか。

○近藤政府委員 お話ごもつともでございまして、私どもの原案にございましては金額といふことは、場合によりだくのもやむを得ないと思ひます。

○原田委員 この法律は公布の日から施行するところありますが、公布の日から

施行すれば、この間の九州の災害、それから今起きている和歌山の災害というふうなものに適用されないのですかどうか。

○近藤政府委員 これは私も二十八年年度の災害の分はこの法律を施行するといふふうに考えております。もちろん西日本の水害も、和歌山の水害も、これを適用するといふふうに考えておりますが、御指摘によりまして疑義がございますれば、その点をさらに検討いたしたいと思っております。

○原田委員 いたしたいと思つておられますが、研究してみたいということであると、これは今度の災害にはだめだということですか。

○近藤政府委員 この点は内閣法制局と打合せまして、法制局の見解をいたしまして、これで適用できるという御意見がございましたので、かようにそのまゝにしてありますが、なお御意見によりましてさらに検討を続けたいと思ひます。

○原田委員 そうしますと、内閣の法制局でそれでいいと言つておるなら適用されると私は思ひます。前にも災害があつたのですが、これはどうなので

○近藤政府委員 ただいま予算に計上しておりますのは、前年度の十勝沖の震災、あるいは鳥取の大火というふうなものが、災害予算として計上されておりますが、その分につきましては、前の補助率のままで行く予定であります。

○原田委員 大体私の質問はこれでおしまいでございますが、聞いておりますと、今近藤政府委員の答への中にも、実はこれを希望しておるのだ、こ

うしたいのだということが、たくさん言われております。希望しておることなら、そのまゝはつきりと政府でもつて出された方がいいやないか。われわれはここに、先ほどから各同僚議員が言つておられますように、文部省が伴食である、遠慮しておるということ

が言われる原因があると思つてあります。先般文部大臣に、大臣としての御所見、決意をお聞きしたときに、私は、しつかりやるということでありました。私たち委員といたしまして、やはり大臣を中心として、この教育の充実のために全力をあげてやりたいと考えて委員を勤めておるわけであり

ます。幸いにこの間から、吉田総理は文部大臣に、歴史教育、地理教育をしつかりやつてくれということをおつしやつておるといふことが、新聞に出ておるわけであり

ます。私先般歴史教育について大臣に質問をいたしました際に、正確なる歴史教育をやつてもらいたいというこ

とに対して、大臣からまことにけつこうな答弁をいただいたのでござい

ます。総理大臣が文部大臣にいろいろ要望するならば、その要望することを行つたために、文部省に対して、国がその相当な裏づけをしなければならな

いというこを、はつきりと大臣が申されて、少くとも希望することが法律となつてはつきりと明示されて、現われて来るような法律を出していただき

たい。国民の税金でもつて予算が組まれるのであります。だからわれわれ議員としては、これを被らさず方がほんとう

はいいのかと思ひますけれども、義務教育とか教育に関する予算といふものは、私はもつとくふえていいものであると考へております。今のところ

ろ、少しも遠慮のいるものでないと思へております。その点におきまして、今後文部省當局が、教育の充実のために、ほんとうに真剣にがんばられんことを希望して、私の質問を終わります。

○辻委員 両案に対する質疑は、一応この程度にいたします。

○辻委員 次に、青年学級振興法案を議題とし、その審査を進めます。質疑を許します。野原君。

○大達國務大臣 御承知の通り、今日是非常に窮乏の時代でありますので、義務教育はとにかく終了いたしました。家庭の事情、経済的な理由から、高等学校、大学と進学するということが、実情なか／＼困難である。その結果として、大部分の青少年は、義務教育を終るとただちに勤労に従事する。こういうのが実情であらうと思ひます。従つて、上級の学校に進んで、それができない。結局経済的な理由、こういうことが主になつて、大部分の青少年が、義務教育終了後において、そのまま放置せられてゐる。大体において、さやうな事情であると思ひ

ます。○野原委員 そういたしますと、経済的理由によつて、勤労青年には教育の機会が十分に与えられていないのだという御答弁でございますが、敗戦後の勤労青年の不就学の原因というものは、ただいま大臣が申されました経済的理由、つまり勤労大衆の生活が不安定であるという経済的理由のほかに、五次にわたる吉田内閣の軍事予算のし

わ寄せに基づく教育予算の貧困というところも、大きな原因の一つであると思はれるのでござい

ますが、この私の考へは、間違つておるの

ことと考へられませんか。義務教育以外、高等学校その他の教育施設におきましても、きわめて不十分であるといふのが実情であらうと思ひます。しかしながら、何しろ千六百万人を教えるといわれておる青少年のうちで、ほとんどその二割程度の者が就学するだけ

であります。他の大部分の青少年は、学校設備が足りないからということもあるかもしれないが、やはり主たる事情は、一定の年齢に達すれば、外で働いて家計を助けなければならぬ、さやうな事情に迫られて、入学することができない、これが実情であらうと存じます。

○野原委員 私の質問に対しては、お答へにいられたのかないのか、実は私はつかみにくいのでござい

ます。経済的理由によつて教育の機会が十分に与えられていないということと、それから教育予算の貧困ということとは私は関連があると思つてあります。教育予算の問題は、単に施設それ

から設備の問題だけでなく、たとえば経済的理由による貧困な勤労大衆の子弟が、これらの中等教育ないしは高等教育を受けるにあたつては、育英資金の問題であるとか、その他いろいろ問題といふことも教育予算の中に入るのでござい

ますから、率直に大臣は経済的理由のほかに、今日の政府の教育予算の貧困といふことをお認めいただきたい。これは日本の文部大臣でござい

のだけれど、重ねて御所見を承ります。

○大連国務大臣 私は大いさし申し上げましたように、わが国の文教施設と申しますか、教育予算と申しますか、そういうものが決してこれで十分でないという事実ははつきり認めておるのではありません。これにつきましては、今後これを充実するために努力して参りたいという事もしばしば申し上げておるのではありません。なるほど育英資金をさらに拡充することによつて、さらに幾分かのいわゆる勉学の意欲に燃えておる青少年を上級学校に進学させる道を開くことができるかもしれませ

ん。しかしながら私が申し上げておるのは、今日青少年の大部分というものは、上の学校に進むのにはむろん学資金があるのでありますが、かりにその学資金をどこかで補給をされても、なおかつ上の学校に進む事情にない、これが大部分であらうと思ひます。要するにそれは何か働いて家計の手助けをしなければならぬ、こういう実情にあるのであつて、学資金があれば上の学校に進む、時間的にはそれだけの余裕はある、こういう人すらもきわめて少いのではないかと思ひます。

御承知の通りわが国の育英事業は世界のいづれの国に比べましても、ほかにとりえはないわが国の教育施設であり、育英事業に關する限りこれは非常に健全な足取りで発展をして参つておるのであります。これはどの国と比べてもそう見劣りのするものではないと私は承知しております。ただ今日は大いさし申し上げますように、学資金がないということだけではない、そ

れだけの時間的余裕がない。わずかに定時制等によつて何とか時間を生み出して勉強しておる青年もありません。しかしこれとてきわめてわずかの者です。大部分の勤勞青少年はせつかく勉強したいという気持を持ちながら、学資金なければまたその時間もない、こういうのがはなはだ遺憾ながら現状であらうと思ひます。この青年学級振興法が出ましたのも、そういうきわめて時間的余裕の少い、しかも勉学の意欲に燃える青年に対してできるだけの教育の機会を与えたい、こういう趣旨でできておると思ひます。

○野原委員 私は大臣の御答弁にならなりましたことを否定申し上げておるのではないのです。あなたが、時間がな、金がないという経済的理由は、私も同感でございますが、そのほかに日本の今日の教育政策、教育予算というものはきわめて貧困だということを文部大臣として認められなれますかどううかということをお聞きしておるのです。いかがですか。

○大連国務大臣 その点はただいまも申し上げますように不十分である、かように存じております。

○野原委員 そこで次に発展いたしましてお伺いを申し上げますが、御承知のように戦争前には青年学校というものがあつたのでございますが、この青年学校というものが日本の当時の学校教育制度の複線化と申しますか、袋小路的な教育であつたのです。青年学校に入つたが最後、もう上級学校に進むことはできなかった。袋小路的な教育であつたと私は考へておるのでございますが、この複線的な教育、

袋小路的な青年学校というものが、形式的ではございません。実は実質的な教育の機会均等を踏みにじつたものではなかつたかどうか。そうして御承知のように青年学校の教育というものがだん／＼進展いたしまして、支那事変に入つてから軍隊の実質的な予備教育にこれがかわつております。そうして職業的な徒弟教育ということになつておるのでございますが、過去の青年学校に対する私のこつた把握の仕方に対して、大臣はどのようなお考えをお持ちでございますか。

○大連国務大臣 この青年学級はむろん前にありました青年学校というやうなものを復活させるとか、あるいはそれと似た構想のもとにこの法案が立案せられたものではございません。この法律案にもはつきり書いてありますように、青年の自主的なかような学習の企てに対して、それを援助し、助成して行きたいという意味であります。御承知の通り青年学級は時間的余裕もない、経済的な余裕もない、しかも勉学の意欲に燃える青少年の間にきわめて自然発生的に今日至るところにこれができておるのであります。それに対してこれを少しでも助成し、援助をして育てて行きたい、これだけの意味で出したのであります。むろん学校教育ではあります。社会教育の一面として取上げたものであります。従前ありました青年学校を復活する、あるいはそこに持つて行く、こういう意味はちつともないのであります。

○野原委員 学校教育ではなくて、社会教育の面として考へたのだと申されますが、なるほど社会教育の面として考へたことは私もそのように受取つて

おるのでございますけれども、しかしこの青年学級は実は青年の自主的な研究団体、こういうやうな考へ方であるやうで実はそうでない箇所がこの法案自体の中に多分にあるのでございませう。なおこの点については後ほど法案の各箇条についての質疑をする際に、私は御指摘申し上げたいと思ひます。

そこでこの青年の自主的研究団体としての青年学級に、今日全日本の青年団協議会という民主的な青年団体があつたのでございませうが、この青年団協議会が昨年と本年の二回にわたつて大会においてこれを徹底的に討論いたしました結果、反対の決議をあげておりますが、一体青年団協議会がなぜ反対をしておられるのでございませうか。文部省はその辺をどのようにおつかみになつておるか承りたいと思ひます。

○大連国務大臣 青年団協議会が今度のこの法律案に盛り込んでおります内容に対して反対的な意見を持つておることは私も承知しております。ただどういふ点で反対をしておるかというところを、決議といひますか、私の手元に届いております書面等によつて見ますと、これが自主的な勤勞青年の自主性をそこなうことになりはしないかという点を心配しておるやうに見受けられるのであります。それ以外におきましては反対の理由は私どもとしても考へられていませんし、また私どもの手元についておる書面等につきましても、これ以外には理由らしいものは認められません。その点につきましては、ただいま申し上げました通り、これは自主性を尊重してその基礎の上にできておる考へ方でありませう。従つてその講習教

科の内容につきましても、これは學ばんとする勤勞青年の側でこれを企画してきめて行く。上からかういふやうなことをやれ、ああいうふうなことをやれということはさし示さない。まづたゞ従来ある自主的に発達した、自然発生的な青年学級の経費を援助して、そうしてこれを促進して行きたい、これだけの考へであります。その点から見ると、いわゆるこの種の反対は、この法案の出ることによつて、その内容を検討することによつて、自然解消するものと信じております。

○野原委員 今この青年学級の自主性というところから、青年団協議会の反対についての御見解の御表示が大臣からあつたわけでありませうが、なお私はその点について、法案自体の中に問題がありますので、それを指摘して御見解を伺わしていただきたいと思ひます。すなわち第三案の基本方針におきまして「勤勞青年の自主性を尊重し」とうたつておるのであります。しかるにもかかわらず第十三条を讀んでみますと、財政的援助を理由として地方教育委員会が廢止権を持ち、第七條では開設の許可権を持つておる。しかも地方自治体が議会の議決を条件として開設権を持つように規定づけられておるのでございます。これは第五條にございませう。このように第五條なり第七條なり第十三條といふものは、第三案の基本方針である「勤勞青年の自主性を尊重し」といふ、いわゆる青年団協議会の諸君が今日までやつて参りました青年学級の研究サークルとしての自主性を踏みにじることになりはしないかと私は考へますが、御所見いかがですか。

○寺中政府委員 御指摘のように第三

条におきまして青年学級の運営につきましても、勤労青年の自主性を尊重するといふことを根本的に考へておるのではありませんが、それが町村の開設権あるいは禁止権との関係においてどうかというお話でございます。私はこの法案を立案する背景にある考え方としたしまして、青年学級というものは、実際ににおきましていろいろな形でいろいろな場所で開催せらるるものでありますから、青年自体が青年だけで、あるいは青年団といふものを母体としまして青年学級を開設するといふことは自主的にどう／＼やつていただいてけつてうであると思つておりますが、その点につきましても、法律においては別にこれをとめる、あるいは干渉するといふことをいへないものであります。ただこの法案の中に盛り込んでおるのは、この法律に規定する青年学級は市町村が開設するものである。市町村が開設するものに關しましては、国庫助成の道を開くという關係になつてゐるわけでありまして、そういう意味で町村が開設する、すなわち町村が開設権を持つてゐる青年学級に關する規定であります。従つて十三条のような理由があればこれを廃止することゝできるという關係になるのであります。國が助成をいたします対象としては、やはり公機關がその経営主体になつてゐるものを対象にするといふことは當然であると考えてゐるのであります。

○野原委員 それでは百歩譲りまして、今日の青年学級といふものは第三條の基本方針に従つて青年の自主性が十分に考へられてゐると仮定いたします

しても、この青年学級が一年たち、五年たち、十年たち行くにつれて、教育委員会あるいは地方議会が外部から拘束を加へることになつて、そういうことによつて地方権力の青年運動に対する統制あるいは一部の地方ボスなどによる不当な介入弊害の危険性が生じて来るおそれなしとしないのであります。その点いかがお考えでありますか。

○寺中政府委員 私はこの青年学級が自主的に現在運営されてゐる実態、この実態のままの青年学級を助成し、これを振興せよといふ考へのもとにこの青年学級振興法案ができてゐると考へてゐるのであります。そういう意味でむしろ法制化することによつて青年学級が統制を受ける、あるいは抑圧を受けるといふふうにお考へになるかもしれませんが、そういう自主的なやり方の青年学級の行き方、これを保障するといふような意味、すなわち青年学級の自主性を保障するといふ意味の法制化であります。すなわち法律がなくなつて、その保障がなければ御心配のように青年学級があるはい市町村のボスといふような勢力に非常に押し流されるという危険性があるものであります。それを第三條におきまして、町村が青年学級を開設する場合にも、勤労青年の自主性を十分尊重しなければいけない、いろいろな形で抑圧的なあるいは統制的な勢力がある場合には、第三條によりましてそういうことをやるべきでないといふことを、この法律を根拠にある意味の指導助言を加へることができるのであります。今御指摘のようなことがないように、この法の運用において十分警戒し、注意

する必要があると考へております。

○野原委員 なか／＼大きな御答弁をなさるのでありますが、第十八條を讀んでみますとそこにもなお問題があるように思ひます。第十八條は一号から六号まで規定をしてゐるのでありますけれども、これは実質的には自主的な小研究サークルの開催ないしはそれに對する国庫補助を不可能ならしめております。すなわち第一号以下において「学級生が三十人以上であること」とか、「開設期間が一年以上であること」とか、いろいろ条件によつて、いなかの小さい山間の部落の小研究サークルの開催ないしはそれに對する国庫補助はできないのであります。しかも第二十二條を見ますと、補助金の返還規定がうたはれてゐるのであります。こゝういふようなせつかく国庫が補助したところの金の返還規定をうたうことによつて、あなたは青年学級の自主性といふことを強調されますけれども、しかしながらこゝういふ規定があることによつて青年学級の内容及び運営自体にも制約が加わつて来ることは必至なのであります。この辺のところを一体どうお考へなのか承りたい。

○寺中政府委員 青年学級を統制する、あるいは抑圧するといふことの意味は、主として青年学級の教科内容、その他教科内容に關係する経営の問題についての統制の問題でありまして、そういう意味では、この法案には何らその経営を統制するやうな意味のことはないのであります。ただ第十八條にあります国庫助成の要件といたしまして、教員等の条件がございまして、これは青年学級といひましても、実態はいろ／＼なものがあるといふ形にお

いて、また中にはただ名前だけを掲げて青年学級と稱してあり、中味は實際にはなほだおそまつなものであつて、全然青年学級の実態を備へていないといふやうなものでも、この法案が出ることによつてすべて国庫助成を受けるのだといふことになるのでは、これは大切な国庫の金を出すのでありますから、やはりある程度の規模のものに助成をする、すなわちその青年学級の運営が、政府あるいは国庫から見ましても、相当信用の置ける運営をなしてゐるものについて助成をすることにしようとするものであると思つてゐるものであります。すなわち学級生が三十人以上、開設期間が一年以上継続的に行われてゐること、こゝういふことが青年学級の健全性をはかる尺度とされてゐるつもりであります。今非常に小さいところでもつて、三十人以上といふところについてはどうかといふお話がありました。が、大体各市町村の実情を見まして、中学校卒業後二十五歳くらいまでの青年の数を町村単位に見ますれば、三十人に満たないといふやうな村はないと思つてゐるものであります。これを部落とか、あるいは本所村の小さい区域を単位として見た場合には、あるいはそれに足らないところもあるかもしれませんが、村全体として考へた場合には、三十人以上になり得るのであります。そういう意味で一応三十人といふことを基準に考へておるわけでありまして、この一種の制約を設けることが決して青年学級を統制するとか、抑圧するとか、自主性をそなうといふやうな意味にはならないと考へておるのであります。また二十二條の補助金の返還といふことも、政府が責任を持つて補助

金の支出をやつた場合に、その補助金支出の意圖に反するやうな行為があつた場合には、すなわちその補助金の目的を達成しないやうな使われ方をするやうな場合には、これを返還せよといふことは政府の責任として當然であると考へております。

○野原委員 それではお尋ねします。青年学級の組織、それから教科内容、それから講師、こゝういふものについてあなたは法的に束縛しようとする意圖は毛頭ないとはつきり断言されるのでございしますか、この点をお尋ねいたします。

○寺中政府委員 申し上げましたやうに、青年学級の教育内容といふやうな点につきましては、第二條におきましては、青年学級は、「實際生活に必要な職業又は家事に關する知識及び技能を修得させ、並びにその一般的教育を向上せしめることを目的として」開設されるという意味の漠然たる内容規定がございしますが、それ以外には何らこれを規制するものは持つてゐない。青年といひまして、ほんとうに得たいと思ふ教養、学びたいと思ふ知識を、すなわち明日の生活に必要な知識をみんなの相談の上で、すなわち青年学級運営委員会といふやうなものに学級生自身が加わつて、そして適當な教科内容をつくり、そして必要な講師を招聘して學ぶといふやうな形で運営されるといふことを考へておるのであります。

○野原委員 非常に重大なんです。私が質問しておりますのは、青年学級の組織の問題、教科内容の問題、講師の選定指導などの問題について、この法案が青年学級の自主性を法的に束縛し

ようとしてゐるのではないかと、
とを、私は言外におおわてあなたに
聞いておる。ところがそういうことは
毛頭ないというように仰せになられま
したので、私は次のことを申し上げた
と思うのであります。まず組織の問
題につきましても、ただいま申し上げ
ました三十人とか、一年以上というよ
うな、このことが実はやはり明らかに
法的に束縛してゐるではないか。それ
から教科内容につきましても、あなた
自身今読み上げた点でちゃんと認め
になつておられる。そういうような、
いわゆる徒弟的な、職業的な教科内容
というやうなものが、あなたの方の頭
の中に考えられてゐる。これはやはり法
的に束縛してゐるのです。

もう一つは講師の選定でございます
が、第九条をひとつ読んでいただきた
い。これは「実施機関に青年学級主事
を置く。とうたつてあるのです。ちや
んと法的に束縛してゐるのですよ。し
かも第十條は、組織をうたいまして、
「実施機関に青年学級講師を置く。講
師補佐を置くことができる。」「講師
は、学級生の教育をつかさどる。」「講
師補佐は、青年学級講師の職務を助け
る。」「講師の選定指導についても法で
束縛してゐる。これ以外のことを自主
的にやろうとしたら国家は補助金を出
さない。こういうやうなところが問題
であるとして、その点についておるの
です。しかしながら、この点はあなた
の御答弁を要求しても、結局同じこと
を繰返すであらうから、私はこの質問
は続けません。
次に文部大臣にお尋ねをいたします
が、聞くところによりますと、政府は
産業開発青年隊というものを考えてお

るといわれておるのでございますが、
事実でございますか、もし事実である
とするならば、どういふやうな構想で
ございましょうか承りたい。
○大連国務大臣 文部省といたしまし
ては、さういふ計画は持つておらぬの
であります。農林省の方の關係じやな
いかと思ひます。
○野原委員 農林省の所管として産業
開発青年隊というものが考えられてお
るというところでございしますが、農林省
の責任者をここに來てもらつたらいい
のでございしますけれども、文部省とし
て、これは青年教育に重大な關係がご
ざいますので、おそらく無關心では
ないだろう、関知してゐないとは思ひ
ませんので、知られる限りのことを御
発表願ひたいと思ひます。

○寺中政府委員 農林省並びに建設省
の關係におきまして、農村の開発事業
あるいは、道路、河川、治山、治水と
いふやうな建設事業をやるについて、
青年隊を組織いたしまして、教育をや
りながら、この仕事に協力させるとい
うことに對しまして予算を組んでおる
というのを聞いております。これに
つきましては、私も農林省並びに
建設省と連絡をとりまして、その仕事
の内容、計画等について、多少連絡
を受けておるのであります。これは特
定のやうな事業を持つた特定府県の
問題でありまして、主として県の段階
におきまして、県の土木課あるいは農
林課といふやうなところでやる仕事で
ありますので、県の教育委員会の社会
教育課等もこの仕事に協力をいたしま
して、青年教育の關係があるものでござ
いますから、教育をやる以上は青年の
生活に對して、適切な方法でもつてそ

の運営が行われるように話し合ひをいた
し、教育の方針あるいは組織というよ
うなことにつきましても、社会教育課
の意見が通るやうにいたしまして、協
力的にこの仕事を進めるやうにいたし
ておるのであります。

○野原委員 産業開発青年隊の実体、
その内容につきましても、他日農林省
の責任者に本委員会に出てもらつて、
私は十分質問したいと思ひます。
そこで本日私が申し上げたいこと
は、この産業開発青年隊については、
実は非常な検討しなければならぬ問
題がございします。今農林省が、農林大
臣がこつちやういふやうなものをつくつ
て――つまり政府として考えておると
時を同じくして、青年学級振興法とい
ふものが出て來てゐる。そして戦争
前の青年学校を思はせるかのような、
自主性はうたいながら、実はこれを官
制的に、画一的に統制して行こうとい
ふやうな点における青年学級というもの
が今日出て來てゐる。こつちやういふ
から、私は産業開発青年隊の母体に青
年学級というものが考えられておるの
ではないか、こつちやういふ疑念を持つ
てゐるが、いかがですか、さうい
うことはございせんか。

○寺中政府委員 農林省の農村建設青
年隊並びに建設省の産業開発青年隊、こ
れはただいま申しましたやうに、非常に
特殊の府県におきまして非常に制限され
た青年の教育の問題でございまして、阿
方の計画を合せまして、全部で一千人
余りの青年隊を運営するといふもので
ございします。青年学級の問題は、現
在大体学級生百万人に行われておつ
て、規模の面から申しまして、まず第
一に非常に違ふのでありまして、青年

学級を振興することを基礎にいたしま
して、農林省のこの青年隊を考えると
いふやうなことは別に考えていないと
思ふのであります。ただこの農林省の
青年隊あるいは建設省の青年隊をやる
上につきましても、やはり青年教育の
本質から見まして、青年の自主性を尊
重して、青年が自発的に教育に合つた
やうなグループの活動、さういふやう
な方々が行き方をこの中に取入れ
て、いわゆる国あるいは公共機関の命
令によつて、その自主性を全然認めな
いやり方をしないやうにということに
十分注意をいたしておるやうな次第で
あります。

○野原委員 そこでもう一点お尋ねい
たします。まず教師の問題です。青年
学級ができた場合に、一教師の問題を
どう考へておるのか、つまり今日の
学校教師の何割ぐらゐをこの青年学級
の教師として動員するお考へでござ
いますか承りたい。

○寺中政府委員 青年学級の教師であ
ります。この法案の中にもあります
やうに、現在青年学級のいわゆる講師
として仕事をしておる人は、いろ／＼
種々雑多でありまして、小、中学校あ
るいは高等学校の先生がやるというこ
とも多いと思ひますが、それ以外にあ
るいは社会教育委員であるとか、ある
いは公民館、図書館等の館長である
とか、あるいはまた場合によつては町村
の職員であるとか、またその教育の内容
によりましては、たとえば農事指導に
関しまして非常に業績を上げておるい
わゆる農家といふやうな人々を呼んで
來て、それを講師にするとかいふやう
にいたしておるのでありまして、いろ
いろの形の講師があるのであります。

しかし現在行われておりますところを
見ますと、青年学級の講師の仕事にい
たします者は教職員が大体半分ぐらゐ
を占めておるやうに思ひます。ここに
約三千八百ばかりの調査をいたしまし
たところで見ますと、男の講師につ
きましてはその総数が――いわゆる専任
とか兼任の形で必要に応じて呼んで來
る講師でありますから、人数は五万人
余りになつております。女は九千二
百人ばかりになつておりますが、男に
つきましては教職員が五二・二％、公
務員が三一・七％、学識経験者が一
六・一％、女子につきましては教職員
が六四・四％、公務員が一六・八％、学
識経験者が一八・八％ということにな
つております。

○野原委員 どうもさういふやうな数
字を断片的に口頭でもつて言われただ
けでは、頭が悪いせいか、私はこの法
案を審議する上に非常に困る。従つて
いやくも青年学級振興法案を出す以
上は、人的対策をどう考へておるの
か、今日の学校教師はどのくらい動員
されてその時間的負担はどのくらいか。
あなた方が御承知のやうに、定員を非
常に押えつけられておる關係上、今日
の教員は実は学校で生徒の授業をやる
だけでせいぜい一ぱいです。労働過重で
す。この人的対策をどういふやうに考
へておられるのか、詳細なものをお出
し願ひたい。これは要望しておきま
す。時間的負担の問題及び報酬の問
題、こつちやういふ点についても文部省の考
えておられることをすみやかに出され
んことを私は要望して、本日の私のこ
の問題に對する質問を終ります。
なお委員長にお願ひしておきます
が、この問題は重大でございします

で、私は他日の機会に質問することに
して、保留しておきます。

○辻委員長 本案に対する質疑は本日
はこの程度にとどめまして、次に文部
行政に関する件を議題とし、前会の質
疑通告の残りについてこれを許しま
す。野原君。

〔もうやめよと呼ぶ者あり〕

○野原委員 議事進行について……。
非常に寥々たる文部委員会をやめよと
いう声も多うございますので、本日は
これをもつて会を閉じてはいかがかと
思います。委員長からお諮りを願ひ
たい。

○坂田(道)委員 一般教育行政につ
きましては、もう数回御質問をしてお
るわけでございますので、野原君の質問
を簡潔にやつていただいて、そして一
応これを打ちつていただきたいと思
うのですが、いかがでしょうか。

○野原委員 きようは社会党の右派の
諸君はいないのです。坂田委員の発言
がございましたけれども、こういう点
は理事会で——やはり文部行政は重大
だから、今日まで質問を尽して来て、
そうして大臣もこれに対しては親切な
御答弁をしておられる、こういう質疑
によつて大達さんのものの考え方が漸
次明らかにされつつあるわけです。だ
から、この会合でもつて打切るとい
う動議は私賛成しかねる。だから打切
るということは理事会で後ほど御相談
をして、私に質問を許していただける
ならば、これから私はやるにやぶさか
でないですけれども、しかしこれでや
めてもらいたいという意向があれば、
本日は閉じたらどうかということを申
し上げる。

○辻委員長 本日はこれにて散会し、
次会は公報をもつてお知らせいたしま
す。

午後四時三十三分散会

昭和二十八年七月二十八日印刷

昭和二十八年七月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局